

〔シンポジウム〕

「宗教団体の自律性」

討論（質疑応答）の部

司会者 平野（龍谷大学） それでは、只今から質疑応答の時間を持ちたいと思います。報告者五人に対して御質問のある方は、御自由に御質問して頂いて結構なんです、只今のところ質問書は、清水先生と富澤先生について出ております。午前中の方については、質問書は出ていないということもありますし、午前中お聞きになつていない方、あるいは、少し遅れて来た方もいらっしゃるかと思っておりますので、午前中の三人の方につきましては、それぞれ五分程度補足をして頂いて、それを受けて質疑応答に入っていきたいと考えております。申し訳ございませんが、桐ヶ谷先生からよろしくお願いしたいと思います。

発言者 桐ヶ谷（創価大学） 自律権の問題に関して、日本のことについて報告致しましたけれども、宗教団体における宗教上の事項に関して、裁判所がどう判断するのかという問題で、自律結果受容説というのがいくつかの最高裁の少数意見で採用されており、また学説の多数もそのような考え方を支持するという話とか、しかしながら一方では、最高裁の判例は、依然としてそのような宗教上の問題についての判断が紛争を解決するための不可欠の前提にある場合には、法律上の争訟にならないということと却下をしているというような話を致しました。自律的な法規範を持つ社会、いわゆる部分社会というのは、宗教団体に限らず政党等を含めいろいろある訳でございます、そのような他の団体の場合だったら団体がなした処分がとりあえず原則的に認められるのに、宗教団体になると、そういうものが認められなくなつて法律上の争訟性がないということと却下になつてしまふという、一見する

と矛盾したような現象が生じているということがあって、私としては、気がかりと言うか、どうしたんだろうなという感じを持っているのですが、つらつら考えてみると、宗教的な問題に関しての対立というのは深刻な問題があって、そういう問題で特にこう宗派の中が大きく揺れ動いている、場合によっては宗派を二分するような争いがあるというような場合に、それに自律的な結果があるとか自律的な処分があるからということであまりに本案判決をするということとは、そういう紛争している当事者のどちらか一方に軍配を挙げるといふ結果になってしまふ。そうするとこれは、宗教団体の自律という面だけでなくて、政教分離原則という観点から見ても、相対立する当事者の一方に国家権力が加担するという形になりかねない。政教分離という観点から考えると、もしかしたら最高裁が依然として頑なに取り続けている法律上の争訟性を否定する考え方というものも、一つの裁判所の知恵なのかなと。宗教団体内において生じているそういう問題については、時が解決する、歴史的に解決していく。国家権力がそこにあえて踏み込まないで放置しておくという裁判所の知恵なのかなという気がしています。私も、どっちの結論が正しいかちよつと留保しておきたいと思う。かつては、自律結果受容ということ、自律結果を判断の基礎とすべきだと思っておりましたし、今も基本的には、その考え方に変わりはないのですが、却下判決になった事案をいろいろ分析してみると、どうもその背景にかなりいろいろな宗教的な対立がある。そういう問題に安易に裁判所が手を染めない。これは、ある意味では、憲法三二条の裁判を受ける権利との関係で非常に大きな問題が生じてはきます。しかしもう一方において、宗教団体の自律の問題のみならず、政教分離の問題という非常に重要な問題があつて、両者の一つの妥協案として、とりあえず今のところは、法律の争訟性を否定して、裁判を拒否するというような対応を取ったのかなというように感じがしているということでございます。補足ということになるかどうか分かりませんが、私も所感を述べさせていただきます。

司会者 平野(龍谷大学) 続いて小泉先生にお願いしたいと思いますが、もう一点だけ桐ヶ谷先生のレジメの六について補足を願います。一番最後の所で、宗教団体の不祥事の問題が挙げられているのですけれども、これは、報告では、省略されたと覚えています。ここは簡単に結構ですが、どんなことをおっしゃりたかつたんでしょうか。

発言者 桐ヶ谷(創価大学) レジメのことでご指摘頂きました。ちょっと私も思い出しました。レジメの訂正をさせて頂きたいと思います。一頁目の真ん中へんで1の(2)、「根拠」と書いてある三行目、二二六条三項と書いてあるのは、二二六条一項後段の誤りです。同じく四頁の5の(2)のところにも宗教法人法二二六条三項と書いてございますが一項後段の誤りです。訂正をさせて頂きます。さて、宗教団体の不祥事と自律性という問題ですが、先程、棚村先生もおっしゃっておったことと若干関係するかもしれませんが、宗教団体がいろんな不祥事を起こしてくる。そうすると、結局は、国家権力がいろんな形でもってそこに介入してこようとする。それにより結局、宗教団体の自律性を侵す可能性というのが出てくる。それに対して、そのようなことは自律性を侵すんだからいけないんだということだけを、宗教団体側としては、言うべきではないのであって、自律性を主張するからには、宗教団体は、自ら襟を正してやるべきことはやり、良くないことはしてはいけないんだということも、一度きちんとしていかなければならないということを、言いたかった訳です。宗教法人法八六条にも規定されているように、宗教法人であるから、ということでもって治外法権になるのではなくて、宗教法人も、悪いことを、違法なことをしているのならそれなりにきちんとして制裁を受けることになりすよということですよ。

司会者 平野(龍谷大学) どうもありがとうございました。それでは、引き続き小泉先生にお願いしたいと思います。います。

発言者 小泉(甲南大学) 私は、午前中非常に急いでお話し致しまして申し訳なかつたかなと思うのですが、しか

しながら、私は、申し上げたかったことは全てお話ししたつもりでおります。ここでは、改めて説明したりすることは別なのですが、アウトラインだけでも一度だけお話しするとともに、裏話的なことで、ここで話ししなかつたことで少し付け加えたほうがいいと思われることがありますので、その点だけ、付け加えさせて頂こうかと存じます。私がここで取り上げましたアウトラインは、だいたいフランスの伝統的な宗教団体の、その自律的な規制が、どんなものであるか、そして、それが法的な規制とどう関わっているのか、そしてそれが、行政にどういう影響を与えるのかということとして、伝統的な教団におきまして、ただし世俗上の組織部門については、とにかく嚴重な自律的規制を行なっております。特に、プロテスタント、ユダヤ教などでは、法的規制がない事項、例えば、会員の出入りといいますが、会員の限定など、あるいは、総会や、理事会の構成、活動方法につきまして明確に規制していますとともに、法的規制が存在する点につきまして、例えば、総会の権限、構成などですが、そういう点におきまして、自律的な規制を行っております。これは、かなり強力な統制ですし、またこれは本来公益法人が、備えるべき程度の組織、運営を自らが進んで行っているのだというような状況を私は、明らかに致したつもりです。そして、それは、行政に対してかなり強いインパクトを与えているのではなからうかということ、その通達などを巡って明らかにした次第です。一つ補足したいことですが、日本やアメリカで取り上げたことですが、包括団体に対する被包括団体の自律ということが、取り上げられていました。私は、こういう事柄については、一切話をしませんでした。実は、各教団のやはり定款モデルにおきまして、被包括団体が、包括団体から離脱するということもありうるということを規定しております。被包括団体の総会の決議で、それができるということになっているように思われます。ですから、一応自律があるのですが、ただし私の取り上げたことから、あるいは、ここで説明させて頂いたことから分かりますように、フランスの宗教団体は、かなり組織が強く、かなり中央集権的な組織、も

ちろん民主的な組織でもあるのですが、かなり中央集権的なところが強くて、包括団体による被包括団体の統制がかなり強いものがあると思われれます。私は現地調査に行ったのですが、その折にユタヤ教でもプロテスタントでもそれぞれの全国組織の事務局で言われたことなのですが、「全国組織の包括団体に入るための条件がとにかく厳しい。新たに教会とか、シナゴクとか創設して団体を作るときに全国レベルでの包括団体が要求することに合わせるのは、かなり難しい。団体を設立するだけなら簡単にできる。役所に届け出だけをすれば一日ですぐにできるが、その包括団体に、それを承認してもらおうのには、かなり苦労するのだ」、ということを言っております。そしてそれと同時に、「包括団体に入るということはそれなりの大きな利益があつて、多くの者が入りたいと望んでいるのだよ」、ということを誇らしげに包括団体の責任者は言っております。これは、余計な補足だったかもしれませんが、これで一応終わらせてもらいます。

司会者 平野(龍谷大学) どうもありがとうございました。それでは、続いて棚村先生、お願いします。

発言者 棚村(早稲田大学) 私も他の先生の御報告との関係で二、三補足をしたと思います。富澤先生との関係でも、欧米諸国は、役所へ一定書類の提出とか活動報告書等を出していることが明らかにされましたが、これに対して桐ヶ谷先生から相当な反論がありました。ところで、アメリカではその宗教学法という形で固有の法、特別法をおいて規制しているところは、約三分の一あります。それから、あと三分の二は、非営利法法という枠組の中で、つまり、営利を目的としない団体、公益活動の団体、宗教団体、そういうものが、そこに入ってきて、その枠の中の規制をされています。したがって、宗教学法人も他の非営利団体と同じような形でもってその活動報告書とか、会計帳簿等の書類のチェックを受ける。ただし、アメリカの場合は、宗務課というような宗教団体だけを統括的にチェックするような行政部門は、ありません。ですから、届出とか、或いは、設立という側面では、州務

庁とか、それから税務関係では連邦の税と州税とでもって、その部門が違いますが、連邦税ですと内国歳入庁（国税庁）IRSというところでもって、三年ぐらいごとに免税資格をチェックしています。富澤先生がおっしゃったと同じように、政治活動に傾斜していないか、ビジネスに走っていないか、本来のその宗教活動を逸脱していないかということで活動報告書をかなり徹底したものを求めて会計の透明性を要求をしてくる。それから、州税でも、たとえば、カリフォルニア州では、タックスフランチャイズボード、そういうところで、厳しいチェックがなされます。宗教団体に聞きますと、そのピックアップ税務調査が一番恐いんだといいます。イギリスと同じように、アメリカでも独自の会計基準、ガイドラインを作って、自主規制をする動きになってくるわけですね。そういう意味で、そのどっちが先か、つまり行政の規制が先に起こるか、それによってその実務が触発されるか、それともその自律性により外からの規制の必要がなくなるかはよくわかりません。雨ふって地固まるじゃないですけど行政の規制が及んでいて違憲訴訟が起こったり、いろいろして、そのためには外部のきちとしたチェックシステムがこれだけあるのかもしれない。実は違憲訴訟を支えて違憲判決を勝ち取って行政とか国家関与を排除している。アメリカでは、そういう二段構えになっているわけですし、そのあたりで、情報開示とか、会計の透明性とかいうことがその他の団体にも求められているように、宗教団体の中にもやはり求められている。やはり外側からと内側とで対抗関係や緊張関係の中で、そのバランスが決まっているというのが、アメリカの動きだろうと思います。おそらくイギリスやフランスとも多少は違いますが、分離型とそれから国教型のところと公認宗教型とはもちろん違うわけですけど、そういう動きがある。欧米では、役所等に一定書類や活動報告を全くしないところのほうが、珍しいといえる。そういう点を補足しておきます。それから教会紛争についてですけど、これは、桐ヶ谷先生は結局その訴える利益がないという却下説のようですが、学説には、自律決定の受容説とそれから私のように、主張立証

責任説を支持してゐる立場もあります。アメリカの動きを見ますとかなり細かくなつてきて宗教固有の共通問題とか実質が宗教紛争になるようなものについては、裁判所は審判権を行使することを控えます。ただし、そうでなくて具体的な法律問題等関わるものについては、できるだけ中立性のアプローチということでも市民法でもつて、その守られるべき権利、裁判を受ける権利、或いは、紛争の抜本的解決ということを決して裁判所は放棄しないんだということを、明らかにしています。そのあたりでもつて、細かく類型化が進んでいるのがアメリカ法の現状だろうと思ふのです。例えば牧師さんでもつて、アメリカでもよく解任が問題になるわけですが、その時に契約を結んでいないことが多いのです。従来、だいたい三年とかいうようなタームをもつて結ぶわけですが神様は人を裏切らないという信仰に基づいて契約したところ、人は人を裏切るわけです、それでトラブルになる。結局、宗教問題だから関わらない。一方は、教会の方は宗教の教義と信仰の価値に関わるのだということを言いますし、もう一方は、これは、契約の問題だとも言うわけで、そして、その話し合いがつかなければどうなるか。先程も言いましたように、司法裁判所に全部任しては危ないと、或いは教会の裁判所に全部任したら危ないということになりますと双方から内部紛争を訴えてもらつて、そして処理するメカニズムが一番妥当か、また教会にとつても、雇われた、あるいは関係のある人たちにとつてもこの解決でいいのか、そういう方向で収斂していくわけですね。ですからそういう形で訴訟回避のためのそのリスクと、訴訟になつた場合のリスクというのはかなり高いわけですから、時間とか費用とか労力とかそういう形でもつて一方で進んでいく。例えば昔は、公益慈善団体免責法理というものがありまして、要するに、教会とか宗教団体、あるいは公的な団体の不法行為訴訟から経済的責任から守るということで一切不法行為で訴えられないとした。これも中世から言われたのですが、中世の牧師、あるいは聖職者というのは、民事上死亡した者として扱われているわけですから、当然宗教団体とか教会を不法行為で訴えることはできず、教

会法のみで服するという考え方があつたわけですから、現代ではもうほとんど修正、事実上放棄されていて、これも結局は、一つは、宗教団体だって被用者が利用してある事業を執行したりして使用者責任というものが当然考えられる。それから団体の方が個人よりも責任を負う能力があつて、被害者保護の観点から不法行為の免責を認めるべきでない。また、宗教団体の経済的保護という面でも営利事業と同じように、宗教法人も責任転嫁のためのリスクの分散が可能なので、とにかく教会内部の者が、例えば、怪我させられた、教会の手伝いをしていた時に事故にあつた時に不法行為で訴えられないのは、どう考えてもおかしいということになりました。結局賠償がとれないと最終的には国や州の世話になつて一般納税者の負担がそれだけ増える。結局は、慈善公益免責法理によつて不法行為をした団体が責任を免れれば、不法なことをした教会とか関係者が保護される。だから、やはり司法権による救済の法理が、及ばなくてはならない。こういう歴史があつて、先程も言いましたけど、宗教規範というものが司る領域と世俗法が介入していい領域との境界の線引きが必要になる。それから、結局、自律性の問題は、役割分担の問題だとも思うのです。先程から言つてますように、アメリカでは、一方では国家、あるいは上部包括団体、その構成員という形でもつて、そのパターンリズムから、国もそうですけどしゃしゃり出て、公権力が、支配下の教会を規制するほうだとすると社会関係は、やはり実質的に相互的に調整する自治型というか、管理型ではなく、自治型の処理のシステムを採用しないとおかしい。やはり宗教団体は自治型規制が、当然要求されている。だから私自身のテーマは、そういう自己決定とパターンリズムというのは、ある意味ではつねに緊張関係に立っているわけ、先程も言いましたが包括団体が被包括団体を統制するというのは、ある意味ではその内部自律性を高める一つの手段であると思います。ですから、国家法が何か規制をする前に包括団体の方でもつて、お前みたいな所は、一切破門だから出てけというようなことで締め付けをやるのも一つの内部自律性の問題だと思つたのです。そのパター

ナステックなもの、宗教団体の中にも実はあてはまって、下を締め付けることがパターンナステックになりすぎる場合もあるし、ある意味ではその個々の構成メンバーとか構成団体の自己決定を疎外する部分もありますけれど、その辺りの割り振りをきちんと二本建てで考えていく上で欧米は参考になると思います。アメリカでは、特に多元的な規範介入というか結局は、法律だけをもつてして何かを決めて、なにかいい方向にもつていくというやり方とそうではなくてなにか、宗教だとか、固有の領域での規範の規制力みたいなのを非常に有効に活用しながら現代の複雑な社会環境を規制する一元的な管理型の介入モデルと、それから多元的な自治型の介入モデルというものがあるとすれば、真に宗教規範と世俗規範というもののいずれか一方に、その問題を解決するとか処理するとか、そういう能力があるとか、そういう短絡的なものは意味がなくて、むしろ様々な規範が多層的に重層的にある中で細かく、この領域については、こういう問題が介入や、処理のモデルが非常に有効に機能すると思っています。私は、端的に言えばフランスでもそうですけれど内規をつくり内部規則を非常に明確にすることによって紛争だとかあるいは、その外部規範からの介入とか権力からの介入を抑えるヒントがそこにある。内部自律性をたかめてゆくといいことが正に自律性を高め外側の干渉を排除できる背景になるだろうと思うのです。少し早口で失礼します。

司會者 平野(龍谷大学) どうもありがとうございました。午前中に報告して頂いた三人の先生方にそれぞれ補足をして頂いたわけですが、ここからは、質疑応答に入りたいと思います。それで清水先生の方に何か質問書がきております。清水先生、いかがでしょうか。

解答者 清水(早稲田大学名誉教授) 質問は四つ程書かれておりまして、その一つ一つについてお答えするのが本来の筋だと思うのですが、質問書の内容に関係のある一般的な問題をまず補足的に申し上げます。この宗教団体の自己決定権というものをどういうふうに考えるのかと言う場合に、ある団体が宗教団体であるのかどうかという問

題を、まず決定しなければならぬ。宗教団体とはいかなるものであるか、これを定義することは、大変難しいのですが、極めて総括的にアンシュッツがこれを定義しております。その定義に関連しまして質問が一つありました。先程、同一の信仰簡條を信奉する人々が共通の信條によつて担わされる任務をあらゆる面から遂行するためにまとまった団体、或いは、そのために一つになった団体が宗教団体だということを申し上げました。それから、その宗教団体であるかどうかという認定に続いて、それでは、その宗教団体の固有の事項とは何であるのかという問題が、その次の問題として起こつて参ります。まず第一に「あらゆる面から任務を遂行する」とは柿本会員からの質問ですが、これはどういうことか実は非常に難しい。「あらゆる面」とは、大変包括的な言葉で、ドイツ語で言えばAller (アラール) という言葉を用いています。少し勘繰つて言えば、宗教団体はあくまで宗教団体であります。宗教と言う名前を語つても経済的な活動を主とする団体であれば、これは、当てはまらない。やはり、その宗教団体が、かかげる信條というのに沿つて、勿論、そのカリタスとかデイコニアとか、そういう運動も、これも或いは、チャリティという運動もこれも宗教団体の掲げるる任務の一つだ、とある宗教団体は、当然そういうことを考えるだろうと思うのです。そういうことについて、ただ単にある信仰をもつて、その信仰者がこんな事をやらざるを得ない、こう進んでやらざるを得ない、できうる限りやらなければならない。それは、純粹に宗教上の意味においてであつて、それが政治的なものになったり、経済的なものになったり、別の事柄にそれが利用されるようなことを暗に否定するような意味合いを持つてゐるのではないか、「あらゆる」と言うのは、ここでは、できる限りという意味を含めてそういうものが、宗教団体であるというふうには、私もこの定義を見まして随分厳しいなと思いましたが、より多くの人がこのアンシュッツの定義を論文の中で引用しております、ドイツの法学の一つの理解かなと思ひました。それからそのついでに、これはお名前が無いのですが、宗教団体は、カリタス(カトリック教会系、但し別

箇の法人)のような慈善活動、いわゆる公益事業を行うことができるでしょうか。カリタス運動に保護を与えるのは、いきすぎだという説があると言われましたが、これは、通説的には、デイコニア(プロテスタント教会系、但し別箇の法人)とかカリタス活動に組み込まれる施設、団体、そういうものも、「自己決定権」の担い手になりうる、そういうふに考えられております。その団体の例えば慈善活動的なものも、国の活動とある場合においては、合致、協力していくものもあります。だから、非常に公共性を持ったカリタス活動というのもありうる。そういう場合には、当然協力して構わない。こういうふうに考えます。

司会者 平野(龍谷大学) 今度は、桐ヶ谷先生からの質問なんです。

解答者 清水(早稲田大学名誉教授) 懲戒処分は、自己決定権の対象となりうるのか「自己理解」の意味と、「自己決定権」の対象になりうるような事項が、裁判の前提に存在する場合、裁判所は、その訴訟を、どのように処理するかということではありますが、先程申し上げましたように、固有の事項ということについては、龍谷大学の上田先生の御質問の中にも「自己決定権」というのは、憲法において、法律のレベルにおける、あるいは、法律の制限の範囲内での使用なのか、これは先程御説明申し上げましたように「自己決定権」というものは全ての人に適用される法律の範囲内において自由に処理し管理するということが、前提になっておりますから、「自己決定権の制約」と言うのは、やはり全ての法律に、全ての人に適応される法律に、そのある事項が触れるような場合、これはやはり法律が、まず考えなくてはならないのではないかと。しかし、宗教団体の「固有の事項」とされている事項についてはアンシュッツが言っていますように、信仰上の教義であるとか、典礼、祭典であるとか祭事、機構の問題であるとか、あるいは、宗教団体の人事の問題とか財政上の問題であるとか「固有の問題」については、これが、まず保障されているということのみのがすことができないと思います。ただ先程、報告の中でワイマール時代のこ

とを申し上げました。アンシュッツは彼の憲法論の中で前半の、彼は、意見が変わるわけですね。始め、彼が言ったのは、あの一三七条八項というのを見て頂きますと「これらの規定を実施するためにさらに規律が必要とされる場合は、その規律はラントの立法の義務である。」こういうふうに書いてあります。アンシュッツは、先程申し上げたとおりプロイセンの上級行政裁判所において、この八項に従ってラントに義務づけられるように決めるべきである。こういう事を、もし「それがいいんだ」というふうに考えるならば、これは、問題において当然法律的な、法律内での保障ということになるわけなんです。しかしながら、後半においては、彼の注解書によりますと「固有の事項」について解釈をする場合において、八項の規定に従って規律されるラントの法によって制限されることがない。「自己決定権」は、「信仰の教義、祭儀執行、宗教団体及びその支部、教区の構成員、宗教団体の会員の権利、義務」等々、こういう問題については、ラントの法律に、あるいは法律の制限内の対象とならないということと想うのです。したがって「全ての人に適用される法律の範囲」と言いましても宗教団体の「固有の事項」と認定されるものに国は介入すべきでないことに留意すべきだと思います。それから、上田先生の二番目のご質問について「自己決定権」に関する憲法上の根拠規定は、ボン基本法一四〇条に求められるということですが、日本国憲法流で言うと憲法一三条の「包括的な人権」に該当する条項が、ボン基本法の人権体系の中では基本法第一四〇条とはどのように関係するか、ということでしょうか。ボン基本法でいう第四条の規定、つまり「信教の自由」の規定と「宗教団体の自己決定権」(第一四〇条)というものは、これは、相互により密接な関係を持った規定であって、「包括」、「非包括」というような形での説明にはなっておりません。先程は、ちょっと時間がなくて申し訳なかったのですが、だいたいそういうことかなというふうに思います。

桐ヶ谷先生の御質問ですが、宗教団体の「自己理解」、これは、そのそれぞれの、宗教団体が、自らの宗教団体

をどのようなものとして理解しているのか、簡単に言えば、そういうことになりましたが、この問題も憲法生活の中で取り上げられました。教会が自らの固有の事項の処理及び関与の範囲において自らの理解、「自己理解」、最近では、憲法裁判所では、一九九一年二月五日の連邦憲法裁判所の判決の中で「自己理解」という言葉が言及されておりまして、宗教団体は、それぞれその掲げる目的、或いは負う任務に対応して世俗世界において教会の任務を広く認められるように、そして責任を負うようにしていく、そのこと自体は、基本的には自由である。そういうふうなことが、判例では言われております。勿論、「自己理解」というのは、歴史の進展に伴って変容することはありますけれど、それは、国法秩序の範囲内において理解されるべきであろうと思います。よろしいでしょうか。

**質問者** 桐ヶ谷(創価大学) ありがとうございます。関連して質問させていただきますが、裁判所がある宗教団体の「自己理解」なるものを判断する場合、何を基準に判断することになるのでしょうか。

**解答者** 清水(早稲田大学名誉教授) 宗教団体自身が、自分の掲げる信仰箇条ないし信条をもっているわけですから、そういうものについてその宗教団体が、どういうふう理解しているのか、或いは、その宗教団体がいろいろな任務を掲げている中で、仮にその中に経済的なものが入り込んだり、政治的なものが入り込んだりすれば、その「自己理解」の範囲を逸脱するということになりますから、その「自己理解」というのは、やはり宗教団体という、その枠の中での「自己理解」であると言うほかなく、「自己決定権」を考える際に十分に考慮すべきだと思います。

**質問者** 桐ヶ谷(創価大学) そう致しますと「自己理解」について若干争いが生ずるという可能性もありうる。裁判所の規程で裁判所が、宗教団体を十分理解した上で、あなたのところの宗教団体としての適正な「自己理解」はこの範囲ですと決めることもありうるのでしょうか。

解答者 清水（早稲田大学名誉教授）「自己理解」については報告でも触れましたように、いくつかの論文のみならず著書があります。宗教団体の「自己理解」の問題については、A・イザクの『国法解釈のための教会および宗教団体の自己理解とその意義』（一九九四年）が詳しく論及しています。それじしんどイツでよく問題になっております。限られた時間では論じつくしえない問題を含んでおります。今、こちらの方で勝手に申し上げましたけれども、質問して頂きました先生方、何かちよつと違うという面がありましたら、どうぞおっしゃって下さい。よろしいでしょうか。

司会者 平野（龍谷大学）あの、挙手をお願いします。それから質問書を出された方でおひとり、無名の方がいらつしやるんですが、差し支えなければ記録の関係上、お名前をおっしゃって頂きたいと思ひます。

質問者 上田（龍谷大学）お答え頂いたのに恐縮ですが再質問させて頂きます。私の質問の趣旨をもう一度鮮明にしておきたいからです。資料では、基本法の一四〇条というのは、所謂、一九一九年のワイマール憲法のそれぞれの規定を基本法の構成条文として、取り入れているという趣旨ですね。それを前提とした上で、私の質問の趣旨は、宗教団体の自己決定権というものを憲法上の人権として理論構成できるのか、それとも全ての人に適用される法律の制限の範囲内においてということでしょうか。法律である事柄を定めることだけを意味するならば、現在の日本国憲法でも法律事項が四十あります。しかし明治憲法でいうところの「法律の留保」の観念は、少し違ひまして、その法律で定めれば、いかような定め方をして、それは、いいんだ。ということでは治安維持法など人権を制限・剥奪する悪法がたくさん制定されたわけですね。これを日本の公法学者は、形式的な法治主義ということで、批判をしている。それに対して、日本の現憲法の立場でありますと、例えば、憲法十三条の生命自由および幸福追求に対する権利は、立法その他国政の上で最大の尊重を受ける、つまり、単に国権の最高機関で唯一の立法機関で

ある国会で制定する法律という形式の法で定めるということだけでなく、中味も人権尊重に厚くなくてはならない。これを実質的法治主義といいます。そうしますと、「法律の範囲内」というのは、法律の範囲内で独立して処理し、管理するということを自己決定権の根拠規定らしきものとして措定するならば、それは最早や憲法上の保障ではないのではないか、というのが私の考えであつたのです。ところが、先生は、アンシュッツの最初の解釈ではなくて、後日アンシュッツの解釈が変わつて、宗教団体の固有の事項、これを、憲法保障レベルの自己決定権だとアンシュッツは、言つておつたのですが、アンシュッツは、ともかくとして先生自身は、この私の質問に対して憲法上の保障としての自己決定権をいかに解釈・定義づけられるのか、それともやはり「法律の範囲内」においてのみ認めようとするのか、そこをお聞きしたつたのです。

**解答者** 清水(早稲田大学名誉教授) 基本法上の基本権としての「信条の自由」が一方にあつて、他方では「宗教団体の自己決定権」というのがあるのですが、その「自己決定権」のいわば枠組というようなことにならうと思つていますが、そういうその全ての人に適用される法律の範囲内においてという、わざわざそういう言葉を全面的に出しているのは、ちよつとおかしいんじゃないかという趣旨のことだと思つてます。「信条の自由」というのは、これは、基本法の場合に「人間の尊厳」というのがまずあつて、これは、勝手に法律でその本質的内容を侵してはならないということを、非常に強い姿勢で保障してあるわけですね。ところが、基本法では、「個人としての信教の自由」と、「団体としての信教の自由」という考え方がありまして、団体として、つまり宗教団体としての自由、自己決定権というのは、勿論その固有の問題については、自由に処理しようということとで、アンシュッツもかなりの事項に亘つて、具体的にこれこれは、固有の事項である。固有の事項について国は関知・介入してはならないものと言つてゐるわけですから、法律によって恣意的に制限されることはありません。いわゆる基本権の中に位置づ

けられている意味は重くあります。基本法四条一項、二項の規定と第一四〇条に継承されたワイマール憲法の教会条項と宗教団体条項というのは、自ずからちよつと次元が違っているわけです。ですから、ボン基本法の制定に際し、ワイマール憲法の当該規定をそのまま入れるべきかどうか、誰もそう思ったわけです。結局、妥協の結果、まあ置いておこう、いうことになった面がありまして、理論的にはおっしゃったように、全ての人に適用される法律の範囲内というのが、制約になってくるのではないかという議論があります。ですから、学者または、裁判所が言うのには、「宗教の自由」というのは、やはり「宗教団体の自己決定権」と一体になっている。宗教団体の「自己決定権」というものが保障されることによって「個人の宗教の自由」というものが、より明確にされるという面があるというふうな理解をしているわけです。ですから、例えば、教会設立の病院といつても、先程申し上げたように、教会の「固有の事項」に係わりをもつものであれば法律の適用を受けない、換言すれば、「全ての人に適用される法律の枠」から外されているわけです。もとより建物の場所・規模などは当然に一般的な法律上の制約を受けます。ということは、やはり自己決定権というものの中で非常にデリケートなものは、「固有の事項」という用語について、何をもって「固有の事項」とするのか、これが非常に問題となる。この問題がはつきりすれば、あの「宗教の自由」というものを補強するような意味合いを持つてくるというふうな理解で、法律で勝手に制限できるといふふうな意味合いの「法律の範囲内」ではないという認識をもって、読むべきだと考えています。よろしいでしょうか。御質問のようなことで、去年出ましたムツケルという人の「宗教の自由と、その変貌した社会状況の中においての、宗教の自由と、最終的に国が、これに対してどういう判断をするか」というようなことを書いた著書が、昨年（一九九七年）出たんですけれど、その本の一番最後に「全てのものに適用される法律の制限内」というのはどうということなのか、問題提起のような形で、これは制約規定になってしまつて、問題ではないかという

ふうな趣旨のことが書いてありました。

司会者 平野(龍谷大学) ありがとうございます。清水先生に対する質問、まだおありの方もありませんが、時間の関係で先に進ませて頂きます。富澤先生に質問書がきておりますので、その分についてお答え願いたいと思います。

解答者 富澤(国際武道大学) 質問にお答えする前に、少し報告の補足をいたしたいと思います。一九九三年のチャリティ法は、いろいろと問題のあるチャリティに対する規制を強化していると報告で申し上げましたが、ここでその実態について説明いたします。

チャリティ団体に対する苦情等さまざま意見が、チャリティ委員会へよせられるわけですが、チャリティ委員会がすべてのチャリティを監視するのは不可能ですので、市民から通報のあったものなかで、客観的にみて、おかしいと思われるものについて監視・調査することが多いようです。具体的に、どのような場合に監視・調査の対象となるかと申しますと、リスクの大きい資金運用がなされている団体、目的に反する資金の運用がなされている団体、受託者が公益団体から不当な報酬を得ている場合、会計報告書などが、適切に作成されていない場合、支出中の運営費用の割合が大きい場合、政治活動に関係している場合など、があります。どのくらいの実数があるかと申しますと、一九九四年のチャリティ委員会のレポートによると、約十八万の登録チャリティ団体のうち、宗教団体を含めて、市民からならかの通報のあったものは、約三万七千五百、約二割であり、かなりの数の団体につき、問題点があるという実態があり、その結果、規制の強化をせざるをえないということになってきているのだと思います。それから、質問の件ですが、桐ヶ谷先生の方からイギリスにおいては、宗教団体がチャリティにならないと宗教活動はできないのか、というご趣旨の質問と、いまひとつ、宗教団体がチャリティ法の制約を受けたくないという

場合に、何らかの方法はないのか、というご質問がございました。現地での調査および関係文献によりますと、宗教団体というのは、必ずしも、単一ではなくて、アンブレラ団体と呼ばれる統括団体があり（この統括団体が必ずしも登録されているわけではない）、その傘下に宗教活動を中心とする団体、救貧活動を中心とする団体などが複数あり、そのうちのいくつかが登録されているというケースが多いようです。つまり、自由に布教活動をしたい団体は登録せず、救貧団体は登録しておく、というような使い分けをやっている統括団体が多いようです。たとえば、イギリスの新宗教運動の団体をみてみますと、ニューエイジという団体は、数千ある関係団体のうちの一つの団体が宗教チャリティとして登録されているにすぎません。ただ、これらの団体の間にお金の流れはないのか、完全に独立しているのかの実態については、いまだ未調査の段階で、よくわかっておりません。

**司会者** 平野（龍谷大学） それでは、後からもう一枚、質問書が桐ヶ谷先生の方にきておりますので、桐ヶ谷先生、お願いしたいと思います。

**解答者** 桐ヶ谷（創価大学） 矢吹先生から質問を頂いております。四つになりましたでしょうか。一つは、宗教団体の自律性の根拠として団体性に求められないかということ。レジメの1の(2)に書いてありますけれども、憲法二二条を援用したあたりを御指摘なさっているのでしょうか。矢吹先生。

**質問者** 矢吹（弁護士） 自律性の根拠として、宗教法人法二二条一項一二号が出ております。自律性の意味については、国家の関与なしに活動や事務などを決定し執行することと意味付けておりますから、それでいいと思うんですけれども、一二条一項一二号まで出てくると、これは相互規定でございますので、宗教団体がその団体の中の構成員を拘束するという根拠、国からの介入ではなくて団体そのものの内部の自律性というのか、その拘束力のポイントもあるのではないか。その場合は、今までのお話だと諸外国では、教会の下にいろいろあるんですけれども、

日本の場合は、包括団体も宗教法人になつてゐるものも多く、その傘下の被包括団体は宗教法人ですから、宗教法人どうしの問題として、一二条一項一二号出てくるんだらうと思ひます。しかしそれ以前の問題として、やはり団体に所屬するものは、その規範に拘束される、部分社会論、これはこのような団体に対し国家からの介入を避ける議論ですが、そういった団体そのものの自律性というものもあるのではないか、この点はどうかという質問でございます。

解答者 桐ヶ谷(創価大学) 自律権という問題につきましては、国家からの自律ということを第一義的に考えて論述して参りましたけれども、冒頭申し上げたと思うんですが、对包括宗教団体に対して被包括宗教法人がどの程度まで自律性を保持できるかという問題も射程に入れて考えました。自律性の定義を国家との関係で言つてしまふと、包括団体に対して自律性を持つというのは、矛盾というか、言葉の定義からは当てはまらないことになつてしまふのかもしれないけれども、国家に対する自己決定権だけでなく、宗教団体として自らの活動とか規範などを決定していく、そういう権能というところまでに広く広げていくと、包括団体に対する被包括法人の自己決定権というふうなものも、自律というふうに考えることができるのではないかと。根拠は、憲法二〇条の信教の自由と、いうところに帰着すると思うんですが、いわゆる私人間効力の変形のようなことになるのでしょうか。被包括法人よりも、より大きい力を持つてゐるであろうと想定されている包括団体に対して被包括法人が、どの程度まで自律性を主張できるのか、その問題について宗教法人法はかなり慎重に、この被包括宗教法人の権利を守る、自律性を守るという観点でいくつかが配慮した規定があるということ、その一つとして一二条一項一二号を挙げたわけです。確かに、包括団体内に被包括法人があるわけですから、包括団体という一つの大きな団体の中での統制権というものには、そこに入つてゐる以上服さなければいけないのだが、その服すにあつてやはり、服しますよと

いう自らの意思決定をきちんとしていないと、当然にこの包括団体からの統制を受けるわけではないということを、宗団法人法は規定しているんだというように理解したわけであります。勿論、この一二条一項一二号というのは、一二条一項の五号―一―号に掲げる事項について、被包括法人の規定の中に制約を受認する規定がないと、包括団体からの統制というのを受けないと、そういう意味では自律の範囲を限定的に区切ってはおりますけれども、少なくとも限定的にしろそういう範囲で包括団体からの全面的な統制ということに対して、自律性を保っていける根拠がここにあるというように考えているわけです。

**質問者** 矢吹（弁護士） 私は、宗団法人法はあっても、本来、その包括団体に所属することを契約しその構成員になった以上、団体法理の上から団体の規律に服すべきだと思います。ですから、法で定めなくても本来そういういたものではないかと、ただその中に宗団法人法の一二条一項一二号相互規定という特別の例外規定をもっているんじゃないか。まあ、先生と逆のふうに思っていますんですけど。

**解答者** 桐ヶ谷（創価大学） 基本的には、ですから包括宗教団体の構成員になるわけですから、その包括団体の統制を受けるとというのが原則だと確かに思われます。被包括法人も、だけれども、少なくともここで規定していることに關しては、被包括法人の方の規則に、そういう事項については包括団体からの制約を受けますよという規定を置かないかぎりにおいては、少なくとも、いくつかの事項については、統制は、受けないということであろうと思えます。被包括法人の、例えば人事とかそういうことに関しての問題が主な問題としてあるわけですから、人事権やなんかは、一応包括団体に入った。ほっておけば、包括団体からの統制を全面的に受けるはずなんですけれども、一定の事項については統制を受けることを受認する規定を被包括法人の方に置かない限りにおいては、被包括法人の方は、包括団体からの統制を受けずに自由にやっていくことができるということで、原則は、統制を受け

るんだけれども、五号から一一号までに書いてあるような事項については、被包括法人の方に規定がないかぎり、統制は受けられないということと、そう理解しております。

質問者 矢吹(弁護士)ありがとうございます。

解答者 桐ヶ谷(創価大学)二番目としまして、教義の対立について裁判所は審判権が無いということについて、私が教団を二分するような対立があると言ったということにつきまして、これが二分するような紛争でなくて少数説の場合はどうなのかという御質問だと思います。教団内における異端か正当かという問題は、必ずしも二分するような紛争だけで生ずるわけではなくて、少数の所から始まって、だんだん主流になっていきやがてそっちの方が正統になっていくというケースもありうることで、従って二分するような紛争がある場合だけは必ずしも言えないと思います。そういう意味では少数説であったとしても場合によっては、そういう教義上の対立というものが前提にあつて、どっちかに軍配を上げると実質的に宗教判断をしてしまうというような関係にあるというような場合には、裁判所は、慎重に判断すべきなのだとするように、少なくとも最高裁は考えているのだろうと思います。ただ、さつき私が申し上げたのは、例えば、蓮華寺事件なんかのケースを取りますと、三分の一か四分の一くらいの方が宗門当局に対して反旗を翻してたという状況があつて、これは、もう本当に教団を真つ二つというまでにはいかにいれどかなり大きな紛争になつてゐる。そういうような紛争になつた場合に、裁判所としてはこれに対しての軍配をどっちかに上げるといふことになる。これはかなり大きな社会的な影響、あるいは教団に対する影響もあると考へたのではないかなというように考へました。だからといつて、常にそういうような場合だけに裁判所が判断を回避するのか、一宗徒の反逆の場合には、裁判所は、その宗徒の反逆について本案判断をする場合があるのか、というような問題があると思ひます。これは、非常に難しい問題でありますけれども最高裁の蓮華寺事件の判例解

説で魚住調査官は、こんなことを言っています。「紛争の実質が宗教上の争いであるとは認められない事案において、最高裁がどのような判断をするかは未知数に属し」ていると。だから、逆に言えば本件蓮華寺事件の紛争の実質は宗教上の争いであつたと判断したから、こういう却下の判決をしたのだからという解説をしておる。これが、宗派を二分するような場合だけなのか少数者の反逆の場合も含むのか。少数者の場合でも場合によっては、実質は宗教上の紛争であるというように判断されれば、これは却下されるかもしれませんし、あえて宗教紛争に持ち込もうとして異端を唱えたというような場合は、宗教紛争の外形をとろうとする粉飾であつたと判断され、そのような場合には本案判断がなされる可能性もあるのではないかとように思います。実質をどっちに見るかということを経断所は判断しているのではないのでしょうか。「実質」などというようなかなりあいまいな概念をこの判断のメルクマールとしていいのかどうかということについては、また、いろいろと議論があるわけでございますけれども、最高裁は、そう理解しているのではないかとように思います。

質問者 矢吹（弁護士）私の質問に補充して頂きたいのですが、さつき、清水先生の言われたことと関連すると思いますけれども、宗教団体に固有のもの、宗教団体存立の基本である教義そのものに対してぶつけてきた場合に、宗教団体の自己決定権が尊重されるべきで、裁判所がこれに知りませんよということであれば、信教の自由の保障は、どこにいつてしまふんだらうという疑問でございます。

発言者 清水（早稲田大学名誉教授）若干の関連するわけでありますけれども、これは先程桐ヶ谷先生が懲戒権は、どうなのかということをおっしゃられました。ドイツではカトリック教会および福音主義教会は、それぞれ教会裁判所というものを持っておりまして、そこで純粹にその教会の内部事項に関連しましては、その教会内部で決定することになっております。これがお答えになるかどうか分かりませんが、かつてボン大学に私、昔

行っておりました時に、あそこにカトリックの神学部があつて、そしてその神学部でローマ教皇庁に対して大変批判的な事を言った学者がおりました。そして、あんな事を言つて、ローマ教皇庁の懲戒権の対象になるのではないかと思つておりましたが、その教授は、そのローマ教皇庁に呼ばれまして教皇庁での仕事に携わることになつたと聞きました。懲戒でなくて自分の所で問題の所在をはつきりさせ穏便の措置をとりました。かなり過激なことを言つて批判した人が、外からみれば普通ならば懲戒処分にならうと思われる人が、ローマ教皇庁に呼ばれたということを開きまして、いろいろな対立する考えかたがあつても、それを一方的に切り捨てる方法ではできるだけ回避していくように思いました。そういう教義上の問題(おそらく具体的適応をめぐつて)で対立が起こつて批判をするといふふうなことになるにしても、仄聞するところによりますと、やはり内部で徹底した議論をして、その議論の結果として、別の考え方もありうるのか、あるいはその批判も一部分当たつていふふうに判断すれば懲戒処分にはしないで部署を換えるというような処理の仕方もあるということを開きました。これもやはり宗教団体の「自己決定権の範囲」に十分入りうる問題である。私を感じましたことをちよつと補足しておきました。

**解答者 桐ヶ谷(創価大学)**もう一点、御質問がございまして、諸外国の御報告で感じたことなんです、教団内部の紛争について教団側で紛争解決の前置手続きを決めた場合、傘下の宗教団体を規律しますかという御質問なんです、日本では、そういう紛争解決機関というものがあつて、この紛争はそこでもって第一次的には解決しなければならぬ、というような規定があつたとしても、その手続を経ないで直接司法裁判所に持つてくることは、可能だというように解されていると思います。その点についての直接の裁判例ではありませんが、かつて昭和三五年頃、大津地方裁判所でそういうことについての内部紛争処理機関の処理がなされた場合があります。大津地裁は、天台宗の内部機関である教区宗務所長の解職や宗議会の議員の選挙が適正に行なわれたか否かについては、

天台宗自体の認定と判断に任すべき事柄であるとの観点から、天台宗審理局の判断が最終的なものであるとして、審理局の審判の効力を争い裁判所に出訴しても、それは裁判所の権限の範囲外であるから、不適法として却下する、という判決をしました(大津地判昭和三五年五月二四日・下民集一一卷五号一一四五頁)。しかしこの判決は大阪高裁で覆っておりまして、そのような事項についての効力は裁判所が判断できるとし、裁判所へ持つてきても別に問題はないという判断がなされております(大阪高判昭和三六年六月七日。下民集一二卷六号一三二〇頁)。このような裁判例からみると紛争処理機関への前置主義というようなことは、どうも日本ではまだ馴染んでいないように思われます。

**質問者** 矢吹(弁護士) 宗教団体の自律ということは、包括団体が定めた規範にその構成員になった以上は従うということ、前置主義の規定があれば、その議員としてはまず従わなければならないので、いきなり裁判を起こすということは、その包括団体の規範に反するのではないかと思えます。

**解答者** 桐ヶ谷(創価大学) 宗教団体に所属する人間という立場からは守らなければいけないのかもしれませんが、一般市民という立場からすれば、裁判所に駆け込んでもいいんだというようになってしまいます。そういうことになるんでしょうかね。アメリカなんかでは、かつてどうだったのでしょうか。そういう前置主義があった場合、それを飛ばして裁判所へ持つてきても裁判所は受け付けないというようなことがあったのではないのでしょうか。

**質問者** 棚村(早稲田大学) 前は、宗教判断事項の範囲がかなり広くてそして深いということで尊重、ディファレンシアプローチをとられたわけですけど、それでは、紛争の抜本的解決にならない。財産保障なら財産保障、役員をめぐる解任の問題なら解任の問題、最近では、懲戒の問題についても全く矢吹先生がおっしゃったように内部にきちんとした規則があつてその手続が行われてちゃんと弁明の機会を与えられて、そのルールにのつとつて処

分がされていればその処分は有効であつて司法裁判所を拘束する。そうして実効的な判決をしますから紛争も解決します。ところが、一番問題となりますのは規則も適当にやつていて懲戒権を濫用している恣意的にやつていくケース、それを司法裁判所の手から離して、そして宗教団体の自律性ということで尊重の理屈でいくと全く見放されてしまう。だからそういう意味では、全く矢吹先生がおっしゃったように包括、被包括もまずは、契約なのか、その当事者が設立の時にどういふその目的を持つて設立したのか被包括の関係はきちんと合意ができていふのか、その条件を守つていふのかどうか、財産関係はいつたい相互でどういふふうになつていふのか、全く独立の財産を持つていればそこから離脱するかしないか、一定の行為を踏んだかどうかで決まる。ですから、今言つたように役員解任とか構成員の除名とかそういうのもやはりきつちと手続を踏んでいふのかどうか、そういう形式に、教義にわたらないようなところで判断して判決をして解決をする。

**解答者** 桐ヶ谷(創価大学) アメリカでは、そういうしつかりした紛争解決機関がある限りでは、前置主義が貫かれる。日本では、まだそういうしつかりした機関がないところも多いが、伝統的にそういう機関が置かれていふところもある。天台宗などはその一例です。そういうところでも、今のところの裁判例では、直接裁判所に持ち込んでもかまわないという判断にならうかと思ひます。

**司会者** 平野(龍谷大学) ありがとうございます。せっかく議論がいろいろ出てきたところですが、時間も大変長くなつております。今回のシンポジウムは、比較法的な観点で、それぞれの国で宗教団体の自律という点についてどのような考え方が取られているのか、あるいは例えばアメリカ、フランス、日本で違いがあるとするならば、どういふ違いが、どういふ事情によつて出てきていふのか、そういうところにスポットを当ててシンポジウムを考へていたわけですけど、なかなかそちらの方へは議論が深化しなかつたと思ひます。そういう議論になりかけた

ところで止めなければならないのは大変残念ですが、今回の試みは、一つのステップだと考えて頂ければ幸いです。別の機会にこれに似たテーマで別の切り口で、またシンポジウムをする機会があるかと思えますので、至らない点は御了解願いたいと思います。それでは、時間がかなりオーバーしましたけれども、これで今日のシンポジウムは、閉じさせて頂きます。どうも御参集ありがとうございました。

理事長 小林(青山学院大学名誉教授) 大変におもしろい論議でありました。いわば現代社会の一番大きな興味深い、広い問題でありますので、今日もなお続けていけばさらに問題があるわけです。けれども、まさにそういう意味において充実した討論でありました。先程も司会者が言われましたように、なおいろいろとこれからも考えていくべき問題があるうと思えますが、非常に実り多い第三六回の宗教学会が持てましたことを皆さんとともに感謝したいと思います。どうもご協力ありがとうございました。